

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和6年3月18日(月)

令和6年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月18日(月) 開議 午前10時00分
散会 午後 0時24分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和6年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 議案第 1 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 2 号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 4 議案第 4 号 東栄町町税条例の一部改正について

日程第 5 議案第 5 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 議案第 6 号 東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正について

日程第 7 議案第 7 号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 8 議案第 8 号 東栄町辺地総合整備計画の変更について

日程第 9 議案第 10 号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第11号）について

日程第 10 議案第 11 号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

日程第 11 議案第 12 号 令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第 12 議案第 13 号 令和5年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について

日程第 13 議案第 14 号 令和5年度東栄町園財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第 14 議案第 15 号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について

日程第 15 議案第 16 号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第 16 議案第 17 号 令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 17 議案第 18 号 令和 6 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 6 年度東栄診療所特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 6 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 6 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 6 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 6 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 6 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 29 号 令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算に
ついて
- 日程第 29 議案第 30 号 令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 31 号 東栄町職員の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第 31 請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
提出を求める請願について
- 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 33 常任委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

初めに、本日の議会運営並びに議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

本日の議会運営について御報告させていただきます。本日の議会運営について、3月14日に議会運営委員会を開催しましたので、報告させていただきます。皆さんの御手元にあります議事日程を御覧ください。日程第1「委員長報告」は、各委員長より報告します。議案審議につきまして、配付してあります議案審議一覧表のとおりです。日程第2「議案第1号」から日程第20「議案第21号」までの19議案は、単独議題とします。日程第21「議案第22号」から日程第26「議案第27号」までの6議案は、一括議題とします。日程第27「議案第28号」から日程第29「議案第30号」の3議案は、単独議案議題とします。日程第30「議案第31号」は、追加議案で上程、討論、採決となります。日程第31「請願1号」は常任委員会で審査されましたので、本日、本会議にて採決します。日程第32「議会運営委員会の閉会中の継続審査」の申出となります。日程第33「常任委員会の閉会中の継続審査」の申出となります。なお、動議が提出された場合は、関連する議案の審議において、動議を議題といたします。本日の議会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告ありました議事日程で進めますので、よろしくお願いいたします。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより議事に入ります。初めに日程第1、委員長報告を行います。去る3月6日の本会議におきまして、各委員会に付託しました議案並びに請願の審査結果について各委員長に報告を求めます。初めに、予算特別委員長からお願いいたします。

予算特別委員長。

予算特別委員長（村本敏美君）

予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。東栄町議会予算特別委員会の委員会は、去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託された付議事件は、議案第18号「令和6年度東栄町一般会計予算について」から議案第30号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」までの13案件であります。3月12日火曜日、午前10時より、当会議室におきまして、予算特別委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は議員全員と議長、執行側は、町長、副町長、教育長、各課長、課長補佐、係長の出席のもと、慎重審査をいたしました。以下、審査の結果を御報告申し上げます。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席されておりましたので、質疑等の詳細は省略させていただきます。まず初めに、議案第18号「令和6年度東栄町一般会計予算について」、議案第19号「令和6年度東栄町国民健康保

険特別会計予算について」、議案第 20 号「令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 21 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計予算について」、議案第 28 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」、議案第 29 号「令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」、議案第 30 号「令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」の 7 案件につきましては、賛成多数で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。次に、議案第 22 号から議案第 27 号までの「令和 6 年度各財産区特別会計予算」につきましては、6 案件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。なお終了時間は、午後 5 時 10 分すぎでございました。以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、常任委員長から報告をお願いいたします。

常任委員長。

常任委員長（岡田浩二君）

東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。3月14日木曜日、午前10時から常任委員会を開催いたしました。出席者は、議会側委員全員と議長。執行部より町長、副町長、教育長をはじめ、担当課長、課長補佐、係長の出席をいただき、慎重審査をいたしました。本委員会には、議案第1号「東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第2号「東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第4号「東栄町町税条例の一部改正について」、議案第5号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」、議案第6号「東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正について」、議案第7号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」、議案第8号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」、議案第10号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第11号について」、議案第11号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第5号について」、議案第12号「令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」、議案第13号「令和5年度東栄診療所特別会計補正予算第2号について」、議案第14号「令和5年度東栄町園財産区特別会計補正予算第1号について」、議案第15号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について」、議案第16号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第4号について」、議案第17号「令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について」、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書提出を求める請願について」、以上、議案15件と請願1件が付託されました。委員会において、審査の結果、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の8案件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決

定されました。次に議案第4号、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第17号の7案件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定されました。請願1号は採択と不採択の意見が出ましたが、採決の結果、不採択となりました。以上が審査結果であります。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席していますので、質疑、討論等の詳細は、詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で委員会の報告を終了いたします。

----- 議案第1号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第2、議案第1号「東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号の件を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第2号「東栄町消防団員等公務災害補償条例一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告、報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、議案第4号「東栄町町税条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。町税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。この議案は、固定資産税の納期前納付書、報奨金を廃止するという内容になっております。納期前報奨金というのは、支払い期日より早くに、税金を支払うことで、町が報奨金を支払うというものでございます。利用の状況について、執行部から説明を受けましたが、直近の3年間、この納期前納付報奨金について、令和3年度に、1,296件、86万2,300円の実績でありました。令和4年度は1,296件、86万5,000円。令和5年度は1,295件の86万2,220円を見込んでいるということで、広範に活用されているという制度でございます。町は、近隣の市町村で廃止が増えている。平成30年度に設楽町が廃止となり、県内で5市町村のみだという状況。また、固定資産税の納税者の6割が町外であることなどを説明されたんですけども、これを廃止することによって、結果的に納税者の負担が増えるわけでありますので、廃止については、慎重な議論が必要だというふうに私自身は考えております。この納期前の報奨金制度を現在全体の6割が利用しているということで、余りに活用されているということ、どのように慎重にすべきかというふうに。私が提案したいのは、まず一方的に議会で令和7年4月1日から廃止すると、一方的に決定してしまう前にまず、町民、納税者の意見を聞くべきだということをお願いしたいと思います。他の自治体では、パブリックコメントを実施して、これを廃止してよいかということ住民に諮るということをやっておりました。また設楽町では、すぐに廃止としないで、段階的に縮小し、廃止したという経過がございます。ですので、私は今回のように、町が唐突に、来年4月1日からの廃止を決定してしまうということには、住民の合意が得られないと考え、本来のこの報奨金の目的であった納税意識を高めるという点でかえってマイナスになると考えますので、私はこの議案に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席ください。

起立6名、賛成者の起立多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第5号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、議案第5号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第6号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第6、議案第6号「東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第7号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第7、議案第7号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第8号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第8、議案第8号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第10号 -----

議長(加藤彰男君)

次に、日程第9、議案第10号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第11号」についてを議題といたします。これより討論を行います。討論を討論はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町一般会計補正予算第11号に反対の立場で討論いたします。今回の補正予算には、飼料高騰に悩む畜産事業者に対する補助金151万2,000円、国の住民税均等割のみ世帯への10万円の給付金や子育て世帯への加算金など、住民生活や事業者を支える予算が含まれておりますが、私は次の4点から、本予算案に反対いたします。まず1つは、町が今年度の事業の歳出見込額の確定によって、各科目の精算を行うとしております。町が実績見込みと説明した予算には、有害鳥獣駆除委託料323万5,000円の減額が含まれております。このうち、町内で不適切なわなの使用によって委託料への支払いを町が取りやめたことによる減額は、190万円程度だと言います。町によれば、不適切なわなの使用によって、町民が誤ってわなを踏むという事例が起きており、私は、重大な被害につながるおそれがあったと考えています。昨年4月からこのような問題が起きていたということでもあります。ある関係者からお話を伺いますと、問題は、町の対応の遅れだと指摘されました。こういった重大な、町民の生命にも関わるような問題でありますので、特別に説明の機会を設けるべきで、議議案

の中で実績見込みと示した金額の中にその金額を含めておいて、議員から指摘されるまで報告もしないという町の対応は問題だと考えます。2点目は、プレミアムつき商品券事業の400万円の減額についてです。同事業の実績であります。町が昨年実施した商品券事業ですが、紙の商品券を求める多くの町民は売り切れによって購入出来ず、デジタル商品券の売上げ実績は55%と伸び悩みました。町民、事業者への経済支援として、効果は不十分なものになったと考えます。3点目は、昨年12月議会で、国の重点支援地方交付金を財源とした、町内の課税対象世帯への商品券、1世帯当たり1万円分を送付する900万9,000円を町は予算化しておりますが、12月議会では、1月中旬に商品券を送付する予定だと答弁していましたが、現在まで送付が遅れております。商品券の送付を予定していた住民税の課税世帯のうち、住民税均等割のみ課税世帯約100世帯に対して、国が新たに給付金を支給することを受けて、給付金の対象者に商品券を送らないようにするために時間を要していると言います。町が一部の低所得者を町独自の支援から除外するために、時間とコストを支払い、町民全体への物価高騰対策をおくらせたことは本末転倒です。村上町政に貫かれた低所得者への差別的施策の転換を求めます。最後の4点目は、老朽化し度々の臨時休業を余儀なくされている温泉への先の見えない支出であります。補正予算では、新たに修繕料690万円を補正しますが、臨時休業につながる可能性が高いとの説明であります。株式会社とうえいは、毎年町に対して納付金1,800万円を支払うという協定を交わしておりますが、今年度まで4年連続でこれを町は免除し、その合計額は7,200万円に達すると言います。町は毎年年度末の3月議会で、納付金の免除をする旨を補正予算で示してきました。結果的に支払いを受けることが出来ない、歳入を1年近くの間見込んでおくことは、町民に対して不誠実ではないでしょうか。予算は、実現可能なものであるべきだと考えます。令和5年度の温泉施設費予算は、現時点で3,985万5,000円です。直近2年間の決算額令和3年度、2,901万円、令和4年度2,582万円に比べて大幅な増額となります。これらの相次ぐ修繕によって、臨時休業が繰り返されてきました。とうえい温泉の監査役は、昨年5月、監査報告の中で、施設の根本的な改修、改善を図る必要性は非常に大きいと指摘しましたが町からは今議会でも、緊急修繕策が示されたのみでありました。私は、温泉の危機的な状況、町民の皆さんに明らかにするべきだと考えます。以上で反対討論を終わります。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございませんか。

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

本案に賛成の立場で討論をさせていただきます。補正予算の内容は、この1年間を通じた決算に対する補正予算でありまして、当初予算に対して、1年間の実績に応じた補正がほとんどでございます。また反対の討論の中でございましたプレミアム商品券、こういった扱いの中で、全て順調に行き渡らなかったという結果が得られなかったという指摘もございましたが、こういったものは、想定が出来ない配分プレミアム商品券の電子化による、想定がちょっとずれたものこの程度だと判断しております。また住民税の還付金、給付金、国の補助金の支払いの件

でございますが、これも、支払い対象者の調整が非常に手間を必要とするものであって、若干遅れておるといふ報告も受けております。この補正予算の内容全体につきまして、問題はないと判断いたしまして賛成の討論と致します。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席ください。

起立6名です。

賛成者の起立多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第11号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第10、議案第11号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第5号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第12号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第11、議案第12号「令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 13 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 12、議案第 13 号「令和 5 年度東栄診療所特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 13 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 14 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 13、議案第 14 号「令和 5 年度東栄町園財産区特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 14 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 15 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 14、議案第 15 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 16 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 15、議案第 16 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれより議案第 16 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 17 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 16、議案第 17 号「令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 17 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告の通り本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 18 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 17、議案第 18 号「令和 6 年度東栄町一般会計予算について」を議題といたします。

(「議長。3 番。」の声あり。)

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

修正の動議を提出いたします。提案の理由は、旧東栄小学校校舎等解体事業並びにのきやま学校改修事業に関して、町から町民に対する情報提供が不足していると考えられることから、この予算について、一旦当初予算から除外することを求めるものであります。

議長（加藤彰男君）

ただいま浅尾議員から議案第 18 号に対する修正動議の発言がありました。ただいまから事務局から修正議案の配付をお願いいたします。なお議員の皆さんには、提案者から、渡っていると思いますので、よろしいでしょうか。議員の皆さん、先ほどの事前の提案から一部修正があるということでしたので、それを認めていますので、修正内容で議員の皆さんにも今配付されておりますので御確認願います。はい、よろしいでしょうか。地方自治法第 115 条の 3 及び東栄町議会会議規則第 16 条に基づき発議者を 2 名とし、予算の修正案を説明書を添付しており、要件を満たしております。よって、動議は成立いたしました。東栄町議会会議規則第 20 条により、お諮りいたします。初めに、予算の修正案から審議に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、予算修正案の提出者からの説明を求めます。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。修正動議の提出者として、修正案の内容を御説明いたします。まず、資料のお配りした資料の 1 枚目、修正動議の提案者は、浅尾もと子と佐々木一也議員の賛同を得てございます。議案第 18 号、令和 6 年度東栄町一般会計予算に対する修正動議でございますが、本修正案の提案の理由については、旧東栄小学校校舎等解体事業並びにのきやま学校改修事業に関して、町から町民への情報提供が不足していると考えられることから、町が説明責任を果たした後に、改めて議題とするために、一旦当該事業を予算から除外する必要があるからです。1 枚はねていただきまして、予算修正案を御覧ください。2 分の 1 ページでございます。本文の 2 行目、第 1 条第 1 項中、歳入歳出予算ともに 42 億 1,600 万円から、38 億 9,321 万 7,000 円に修正します。旧東栄小学校校舎等解体事業並びにのきやま学校改修事業に関する事業費 3 億 2,278 万 3,000 円を減額するものです。第 1 条第 1 表の歳入歳出予算の表のうち、歳入、第 14 款国庫支出金を 4 億 209 万 6,000 円から、3 億 3,434 万 1,000 円。18 款繰入金金を 5 億 802 万 6,000 円から、3 億 2,299 万 8,000 円減額。21 款町債を 4 億 1,680 万円から 3 億 4,680 万円それぞれ減額します。歳出では、2 款総務費を 9 億 3,125 万円から 6 億 846 万 7,000 円と減額するものでございます。減額の詳細な内訳としましては、2 枚はねていただきまして、予算説明書の修正案で御説明したいと思います。3 分の 2 ページを御覧ください。まず歳入の 14 款国庫支出金の 2 項国庫補助金のうち、1 目の総務費国庫補助金から、デジタル田園都市国家構想交付金 6,775 万 5,000 円を減額します。18 款第 1 項 2 目の財政調整基金繰入金 1 億 8,502 万 8,000 円減額し、21 款 1 項 2 目の総務債からのきやま学校耐震改修工事に対す

る借入金 7,000 万円を減額するものです。1 枚はねていただきまして、3 分の 3 ページでは、歳出です。歳出の部では、2 款 1 項 4 目の財産管理費から、旧東栄小学校校舎等解体工事設計監理業務委託料、179 万 3,000 円。同解体工事 1 億 7,034 万 2,000 円を減額。あわせて、9 目ののきやま学校施設費からのきやま学校改修工事設計監理業務委託料 165 万円。同改修工事 1 億 4,646 万 4,000 円。機械器具費 253 万 4,000 円を減額するものです。御説明は以上でございます。議員の皆様方に御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

これより修正案に対する質疑入ります。提出につきましては答弁は自席にて行ってください。質疑はございませんか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

修正動議提案者の方に質問をいたします。提案者からは、説明責任を果たされていないことと、情報提供が不足しているとのことから、令和 6 年度東栄町当初予算から、旧東栄小学校校舎解体事業とのきやま学校整備事業予算を除外する必要があるとして、修正案が提出されております。旧東栄小学校校舎等解体事業の事業費とのきやま学校整備事業事業費の財源についてどうとらえているのか、特に、代替財源構成と、町としての最終的な財源負担について説明を見ていただけますか。なお、事業及び計画の説明責任の観点からのみの理由をもって、予算現額とすることということなのか、あわせて伺います。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員

3 番(浅尾もと子君)

ただいま岡田議員からお尋ねがございましたので、私自身がちょっとうまく理解出来ているか、自信がないところがありますので、不十分な点がありましたら御指摘いただければと思います。のきやま学校と旧東栄小学校の事業の財源をどうとらえるかということでございましたけれども、財源については、個別の事業に見込まれる歳入について、担当課に確認しております。小学校の事業、解体工事で言いますと、全額が一般財源だということでありました。そしてのきやま学校の改修費については、補正予算説明書の修正案の 3 分の 2 ページに掲載しましたように、国からの交付金と、一般財源とそれから借入れによって賄われるということをおっしゃられました。一般財源というものについてどこから削るかというのは、それは執行部が予算を組む中で積み上げた金額でありますので、私からどれというのは正解はないのかなというふうに思いますけれども、何でも自由に不足する財源を補うことができる、財政調整基金の繰入金、これの減額をもって充てるのが適切ではないかということで、このような修正動議をつくらせていただいた次第です。もう 1 点、説明責任を果たさないという理由 1 点のみなのかというふうなお尋ねがございました。私としては、住民の合意のない事業を行うこと、それ自体が問

題でありますので、やはりその1点で、撤回されるべき予算だというふうに認識しております。以上でございます。不足の点がありましたら、どうぞ御指摘ください。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

ただいま説明をいただきました。今回答がありましたように、あったこと等では、より正確な試算がもう少し必要であったのかなということを指摘しておきます。次に東栄町総合計画と過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画との関係性について質問をしたいと思います。いずれの事業も、町の計画上の位置づけを持って進められているのきやま学校は、総合計画の161ページに過疎地域持続的発展計画では、22ページにまた、東栄小学校などの公共施設の老朽化などへの対策が総合計画の191ページに、過疎地域持続的発展計画では、4ページに述べられております。また、この事業の財源的な裏づけは、過疎地域持続的発展計画において位置づけられております。町の諸計画及び財源措置としての関係として、どのようにこれらの事業をとらえているのか、改めて、基本的な理解、認識をお伺いします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、町の各種計画との関連性、そして財源、との関係をどうとらえるかという御質問でございました。お答えいたします。まず、町がこの間に各種計画にこれらの事業を位置づけてきたということは事実だと考えます。そして実際に、それでも計画が必ず遂行されてきたというわけではないということは1点御理解いただきたいと思います。かつての計画には、病院の充実と記したということもございましたし、その都度その都度の政策判断によって、計画は見直されていくべきものと思います。例えば、今議会では、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について、東栄町辺地総合整備計画の変更について、このように、事業の見直しに当たって、計画を常に見直してきたという事実がございます。そして、町の財源をどう考えるかということでもありますけれども、私がこの修正動議で求めていることは、予算の除外をすることによって住民の皆さんに意見を聞いてほしいということでもありますので、この事業については廃止を意味するものではありません。一旦、予算から除外した上で、説明責任を果たすということを目指したいというものであります。その結果、この事業を廃止すべきだという住民の合意がつけられたのであれば、この事業は適切に計画を見直した上で、計画から削除されるべきだというふうに考えております。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

はい。岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

ただいまの答弁にありましたように、位置づけられていると承知しておると、これらの事業が町の総合計画を初め、諸計画において進められていることは間違いがなく、町も早い段階から、公共施設の老朽化等への対策を問題として取上げ、東栄町総合計画、私の承知しているところでは第6次ですけど明記し、これに沿って計画されてきたこととなります。しかし、大きな事業でありますので、丁寧な説明は必要であり、事業の検討、経過、事業の効果、事業の財政的な裏づけや見通しなど、来年度の事業執行を行う前に十分にそれを行うことが必要かなというふうには思われ、この事業執行に当たり、町の計画を具体的に説明する場を設けることや、より広範な住民につながるような運営や、活用を盛り込んでいくことを今後議会として求めていくことが重要であり、減額修正以外の対応も可能ではないかと考えますが伺いたいと。

議長（加藤彰男君）

はい浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、議会として、住民に対する説明の機会を求めていくということは、それは大変重要なことだと思ってまいります。14日の常任委員会では、加藤議長から、委員会、常任委員会での閉会中審査を求めるという意見がありまして、委員会の決定となった次第でございます。私たち議会として、住民に説明が欠けているということを十分理解しているというのは、一定合意が得られているというふうには私は考えます。であるならば、予算を決めてしまう前に、住民に説明が尽くされるよう、努力を尽くすのが議会のあるべき姿だというふうに考えております。そして、私が今議会で感じているのは、町からこの事業に対して、特にのきやま学校の事業に対して、非常に具体的な説明を渋るという姿勢を見てきました。私は議会の中で何度も資料を出してほしいと言いましたけれども、それは、大切な1年間の予算を議論する予算特別委員会が終わった後に、常任委員会の中で資料が配られたという経緯もございます。住民の皆様には、青写真1枚渡っていない、私たち議会にとっても、イメージ図などは配られていないわけがあります。どのような収入で、どのような利益を見込むのか、そういった説明は甚だ不十分だということは、議会全体の合意であると考えますので、だとしたら、拙速にこの予算を議決してしまうことこそ議会の責任放棄だと私は考えます。以上です。

議長（加藤彰男君）

ほかに質疑ございませんか。

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

お聞きしたいんですけど、解体に対しての説明責任を果たしてないって言われるんですけど、これは住民からの意見であり、住民から意見を執行部が理解をして今回解体っていうふう

たったと理解したと思います。それともう1個は、公共施設管理計画から東栄小学校の耐震補強をしていると言っていますが、現在の耐震基準は旧の耐震基準であり旧の耐震基準では防災マップの南海トラフで震度6強と示されているものに対してはちょっと不自由な耐震基準でありますので、もし解体しないとなるとこの耐震基準をもう一度やり直さないといけないと考えていますけれども、そこらへんどのように考えているのかお聞きします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員

3番（浅尾もと子君）

伊藤議員からのお尋ねにお答えいたします。まず1点、住民から意見が上がって小学校の解体に至ったという執行部がそのような認識だというような御意見があったんですけれども、一部の例えば地元の区などから意見があったということはあるでしょうけれども、それが町民全体の合意になっているか、合意になっているかといえば、そうはなっていないと、私は多くの町民からお声を聞いて、この場に来てまいります。町長は今お笑いになりましたけれども、町民の皆さんから声を受けて、この議場に私参加してございます。そして、耐震が不十分だという御意見がありました。しかし耐震が不十分な施設というのは、この旧東栄小学校のみではありません。例えば旧東栄医療センターであります、耐震基準が満たせない建物でありながら、隣の住宅との距離が大変に近い危険な建物であります、これについては、解体のための調査の予算すらとられておりません。私自身はこのように、耐震基準を満たさない建物が町内に数多くある中で、伊藤議員の言われるように、これを解体するのを遅らせるために、耐震化をやり直さなければならないかどうかということには、私は必ずしもそうではないと思います。最も危険なものから、解体していくべきだというふうに考えます。

議長（加藤彰男君）

はい、伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

今浅尾さんが住民がと言われましたけれども、私も住民の意見を聞いて壊す方に賛成したいと思います。住民もそうだし障害者もそうであるその施設を見るとちょっと汚い施設はついでをよよく耳にするので、私はこの施設を進めていただきたいと思います。耐震の、今説明を受けましたけど、中で、アスベスト対策とか雨漏りの修理、壁の修理、トイレの洋式化とか上下水道のやり直し、また、維持管理をどのような形で、今後どのように利用計画を、もし計画をしているんだったら、どのような計画を考えているのか教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、どのような利用計画を考えているかと言いますが、私自身には建物を直ちに何かに利用しなければならないという認識はございません。そして、耐震化なり、解体なりというのは今現に使っている建物が優先されるべきだというふうに考えています。一般質問では、町の指定避難所のうち、耐震化されている避難所は39.2%、指定避難場で39.2%という、衝撃的な数字でありました。現に使われている、災害時に避難先となる建物すら耐震化が出来ていないという状況で、長年使われてこなかった物件について、改修をしたり維持管理にコストを新たにかけるということは、私自身には考えがないこととございます。

議長(加藤彰男君)

伊藤議員。

5番(伊藤真千子君)

ありがとうございます。また現在旧東栄小学校は、多少の金額ではありますが一部借地が入っておりますので、多少多少とは言っても町の持ち出しが出てきますのでなるべく早く解体ができたなら私は思っております。また体験交流館ののきやま学校改修工事については、旧東部小学校の講堂は耐震基準であります但し体験交流館ののきやまは旧の基準でありますので、今回補強を計画しておるようですので、避難所でも何も問題はなく、事業を進めるべきと私は思います。以上です。

議長(加藤彰男君)

今それ質疑ですから、改めてですね、質疑ですから、いいですか。

はい。浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

旧東栄小学校の敷地の一部が借地であるということでもありますけれども、そういったことも東栄町内では決して珍しくはありません。旧東栄医療センターも、借地で賄われておりまして、毎年借地料を支払っているという状態です。借地料を支払っている空き家というのは、珍しくありませんので、その中で何を優先するかというのは、住民合意のもとで決めていくべきことだと思います。以上です。

議長(加藤彰男君)

ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

はい。以上で質疑を終わり、討論に入ります。討論はございませんか。

はい。桜井議員。

4番(桜井孝憲君)

この修正動議に対する反対の立場で、話させていただきます。今、いろいろと質疑応答のところで、いろいろと出させてもらった話がありましたけども、まずは、僕としてはやはり、もともと総合管理計画のところで計上予定、計画になっているってことです。素早くこれは、実施したほうが良いということで思っております。まず1つずつ、話させていただきますと、まず、のきやまについてなんですけども、僕も思いからちょっと話させていただきますと、やはりここ2週間以内でもう3月10日は和太鼓絆のイベントということでして、また、その次の先週木曜日夜はのきやまの地域おこし協力隊の活動報告会と、指定管理者NPO法人てほへさんの活動について、触れさせていただきました。活気があり、これだけの規模で和太鼓イベントは、てほへさんぐらいでしか本当にしきれないんじゃないかと率直な僕で、これは東栄町らしく魅力的に感じました。僕も耐震化について情報が無いってことであったんですけども、僕も何回かのきやまに伺って、てほへさんのほうへ直接視察に伺って話を聞きに、議員になったときに行きました。ただこういった動議を出されている方も、見に来ている、聴き来ているのかなということで聞いたら、誰1人とも来てないって伺ったので、やっぱりこういったことがあるならば、現地のほうの話を聞いて、きちんと判断材料にしたほうが良いかなと僕は思っております。あとここはもう町民町外の方々の交流、連携の拠点として地域生まれ変わる場となっていると思っております。地方における社会現象、人口減少など東栄町だけの問題ではない、未来の在り方を見据えて運営するそれをできる管理者だと思っております。また、単なる観光施設というとらえ方ではなく、現在頑張っている方たちの全ての活動に寄り添う拠点人材育成の場、そして町民ではないけれど、東栄町のファンでいてくれる方、これから出会う方たちとのつながりが見込まれているこのまちの未来につながっていると思っております。こののきやまに関しては、耐震は進めていってほしいなど思っております。あと、旧東栄小学校の校舎解体に関してなんですけども、僕もこれ総合経営管理計画にもう既に令和8年度までにするっていう解体する方向でということで、もう既に載っております。さらに、僕もこの以前に小学校、議員の何人かで視察に出かけました。中に入って、本当に廃墟に、後から見て僕も本郷の者じゃないんですけども、中に入ってみるとやっぱりこれは、外から見たら景観が悪いし廃墟だし、素早くこれは何とかしていかないとイケないかなという率直な意見で、雨漏りも何か所かあるということと、あとやっぱりアスベストを使用しており、この建築基準法に基づくということで、早く除去するために、毎年経費がかかっているということも理由にあると思います。また、これを再利用するっていうことでも、水道管だとか下水管の不具合もあつたりということもありますので、これは変えたいということも思っております。あと除却に関しては、やっぱり本郷区地元の方の要望だとかそういった方も、あると聞いておりますので、これに関しては、解体工事は賛成ということで、全体的に、この修正動議には反対です。以上。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございませんか。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。私はこの議案第18号令和6年度東栄町一般会計補正予算の修正案について賛成の立場で討論させていただきます。この修正案は、執行部から提出された令和6年度の一般会計予算総額42億1,600万円を3億2,278万3,000円減額し、その総額を38億9,321万7,000円に修正するものです。これは事業の名称で言いますと、旧東栄小学校校舎等解体工事と、のきやま学校整備事業に関する予算を減額した修正案になります。旧東栄小学校校舎等解体工事は、予算総額1億7,213万5,000円でその全額を一般財源から支出する予定です。事業の内容としては、旧東栄小学校、敷地内の建物や樹木などの解体撤去をすることです。この校舎の解体工事は、東栄町公共施設等総合管理計画の実施計画にあたる、個別施設計画により進めているとの説明を受けました。その計画を見ると、確かに旧東栄小学校は令和8年までに廃止、除却と記されています。しかし令和8年までに廃止、除却と記されているのは、東栄小学校だけではなく、奥三河青年の家や産業会館、東栄医療センターや、その附属の下川診療所、旧奈根小学校なども対象となっています。また、廃止除却とすることとした説明欄を見ると、奥三河青年の家は、使用されなくなってから年数が経ち、建物自体、危険な状況になってきていますので、早い時期に解体する予定だと記載され、産業会館は、一部省略しますが、施設の老朽化が進み、既に二階と三階は使用不能になっています。入居している森林組合とも協議を行いながら、解体の方向で進めていきたいと記載されています。そして、旧東栄小学校の説明欄には、今後の活用が見込めないため、解体する方向で検討します。と記載されています。建物自体が危険な状態で、早い時期に解体をするを書いてある青年の家、森林組合さんがまだ入居はしていますが、二階と三階が使用不能となっている産業会館などがあるのに、これらに先行して、今後の活用が見込めないというだけで、解体する旧東栄小学校、私は理解納得することが出来ません。さらに、旧東栄小学校は耐震補強が完了していますが、青年の家、産業会館、東栄医療センター、下川診療所や旧奈根小学校は耐震補強がされていません。もし倒壊の危険を考えるなら、耐震補強をされていない建物から行ったほうが良いというのは、特に難しいことを考えなくても分かることだと思います。建物自体危険な状態状況になっており、早い時期に解体する予定と。記載されていた青年の家は、今回の予算に、解体工事の実施設計業務委託料が、計上されたところです。なぜ耐震補強がされている旧東栄小学校を先行するのかこれも理解や納得が出来ません。そのほかとして、旧東栄小学校の土地は、私がさっき聞いてきたところだと、町の所有で、地内、地代などはかかっていないと聞いてきました。さっき、伊藤議員のほうから、若干借地料を払っているようなことを伺いましたが、この旧東栄小学校は、解体後の利活用方法もまだ決まっていないとのこと。地代もなく、利活用も決まっていないのなら、年間130万円強の借地料を支払っている医療センターを取壊して更地にするほうが、利活用が決まっていなくても、地代の支払いがなくなるので、取り壊す利点があると考えますが、なぜ、何の利点もない、旧東栄小学校からの解体なのか。この点も理解や納得が出来ません。また、今後の利活用やほか施設と一緒にだとか、そういう検討を加えたら、交付税措置のある地方債の活用もできる可能性もあります。次に、のきやま学校整備事業ですが、この事業予算総額、1億5,064万8,000円で、6,775万5,000円が国の交付金、7,000万円が地方債、残りの1,289万3,000円が一般財源からの支出の予定です。事業の内容としては、耐震補

強などの改修工事や解体工事などをして、リモートワークやサテライトオフィスなどを初め、様々な体験交流の場として活用する予定とのこと。こののきやま学校の事業について、本定例会の常任委員会の冒頭に資料をいただきました。私は、この事業を行うことで、どれぐらいの収益が得られるのかという点に疑問を持っていましたので、頂いた資料に、そのことが、記載されていればと期待しましたが、書いてあったのは、将来の目標として、現状1万4,000人の利用客が5年後には1万8,000人になることを目標に、また、現状170万円の収入が5年後には670万円になることを目標にするというような記載がありました。収入や利用客の算出根拠などの記載はなく、目標値が書いてあるだけでした。財政的に厳しいこの東栄町で、新しい事業を進めようとするなら、赤字にならないような収益の見込めるということを示していただきたいですし、行う事業についても、この事業なら大丈夫と安心できるような事業だとか、納得できるような事業の概要説明をしていただかないと、毎年、管理費や維持費、修繕費などが必要な利益を生まない施設を一つ増やすことになってしまうという、不安感が消えることはありません。また、現在、1万4,000人が利用し、170万円の収入があるとのことですが、この整備事業を約1億5,000万円かけて行った結果、5年後に4,000人増加、500万円増加するというのはいちど思えません。これであれば、わざわざ整備しなくても、行うイベントや事業を工夫すれば、それなりに利用者や収入を上げることができるように感じてしまいます。さらにのきやま学校は、建築されてから69年が経過しており、今、この建物を今さら整備して果たしてあと何年活用できるのでしょうか。また使うということであれば、毎年、メンテナンスや補修、管理費など、様々な固定費が必要になります。古い建物ですので、そのような費用が必要になる場合が多くなることも想定されます。そのほかのきやま学校のある場所は、急傾斜地の崩壊の恐れのある場所として、建物の一部を含み、その北側が土砂災害警戒区域に指定され、また、北側の道路のあたりは、土砂災害特別警戒区域に指定されています。また急傾斜地の崩壊のほか、土石流の発生の恐れのある警戒区域としてのきやま学校の敷地のほとんどが指定されています。急傾斜地の崩壊と土石流の二つの土砂災害関係のカテゴリーに含まれるほか、現在、北側のきやま林道整備のため、木を切り出したり、その形状に変化が加えられたりしています。この形状の変化がどれをどのように作用するか分かりませんが、余りいいように作用するとは思いません。このような危険性があらかじめ示されている場所をわざわざ整備してまで使うことも疑問に感じます。さらに、この場所は警戒区域の中ですが、避難所に指定されており、耐震補強が済んだとしたら、警戒区域内にもかかわらず、避難所としての価値が誤った形で上がってしまいアプローチしやすく、安全な場所への避難所の配置が考えられることはなく、また、災害時には、土砂、土石流や崖崩れで避難所自体が被災し、使えなかったり、避難中に使えなくなったりする可能性を多くはらんでいます。以上のように、この二つの事業は、疑問点が解決出来ず、理解納得することが出来ません。私は、議案の一つ一つに自分なりに納得し自分なりの理由をもって賛否を決めるように心がけています。そうすることで、町民の方から聞かれたときに、自信を持って答えることができると思うからです。しかし、今回のこの二つの事業に納得出来ないまま、この一般会計予算を認めてしまうと、町民の方から聞かれたときに、答え方が曖昧になったり、自信がないのがあらわれてしまったりする可能性があります。そして自分が納得せずに、賛成してしまっただけは、ずっと後悔することになってしまいます。で

すから、この2事業を除いた一般会計予算とすることで、自分なりの理解、納得が出来ない部分が解消されますので、私はこの修正案に賛成します。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

1 番岡田浩二です。私は、予算修正動議に反対の立場から討論をいたします。令和6年度当初予算に計上されております旧東栄小学校校舎等解体事業とのきやま学校整備事業について、情報提供不足と説明がされてないと。だから説明しなさい。それから、説明の間は当初予算から除外することの、この2点を問題視修正動議が出されております。これらのことは、町も早い段階から、公共施設の老朽化等への対策を課題とし、取上げと町総合計画、6次に沿って計画されてきたことは確認されております。情報提供不足と説明がないとのことでありますが、言えば現在は情報化社会であり、代表されるものにインターネット等もございます。東栄町内であればほぼどこでも使えます。コロナ後においても、予測不可能な時代と言われ、現在もそうでもあります、大事なことは、情報収集力と、自らの頭で考える力が必要だということでもあります。木を見て森を見ないようでは、持続可能な未来を描けません。しっかりと世代を超えて、未来を見つめていきたいものです。私は東栄小学校、東部小学校、現在のきやま学校のどこなんですけど、卒業生はございません。私の妻や子供たちはこの学校の卒業生であります。木造の学校で、築70年近いということは今伺いました。愛着を大変、うちの家族は持っております。また、父は、6年前に亡くなりましたが、なくなる1年前まで、校門前にあるシダレザクラの開花をいつも楽しみにし、毎年観桜をしておりました。旧東栄小学校ではありますが、倒壊の危険があるということで、地元本郷区からの要望も大きいということもございます。今年1月1日に発生した能登半島地震や昨年6月2日の東三河を襲った豪雨災害など、各地で地震や風水害が頻発しております。このことから、持続可能な東栄町を考える上で、当然とすべき事業予算と考え、令和6年度東栄町一般会計に対する修正動議には反対を致します。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、以上で討論を終わります。これより起立により採決を行います。

議案第18号に対する今回の修正案に対して賛成の方ですか。

この修正案に賛成の方の起立を求めます。ご起立ください。

はい。座ってください。

起立3名、賛成者の起立少数です。

よって、議案第18号に対する修正案は否決されました。

議長（加藤彰男君）

続いて原案であります。議案第 18 号、「令和 6 年度東栄町一般会計予算について」を議題といたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 6 年度の一般会計予算に反対の立場で討論を行います。東栄町の令和 6 年度の当初予算は、歳入歳出ともに 42 億 1,600 万円となり、過去最高とのことであります。最高額とのことでございます。無床診療所を建設した 2 か年時を上回る金額に、私は大変驚きました。町がつくった予算の概要によりますと、東栄町まちづくり基本条例の理念、東栄町の暮らしに関わる全ての人が幸せを実感できるまちを実現するべく、将来に向かい希望を持って暮らし続けられるまちづくり、進める方針で検討したとのことであります。一方で、町は、依然として財政状況に余裕がないとも書いております。果たして、新年度予算は、町民の希望ある暮らしを示したもののなのか、具体的に検討したいと思います。少々長くなりますが、お許しいただければと思います。まず、本予算には、次の予算が含まれております。小中学校給食費を 1 年間無償化する予算、令和 5 年度には、業務委託として保育園長を会計年度任用職員に変更する予算。福祉タクシーの要件を広げ、要支援 1 から 2 の方にも拡大する予算などが含まれており、私は歓迎したいと思います。特に、給食の無償化と福祉タクシーの要件緩和は、私が何度も議会で訴えてきたことであり、町長の公約の一つでもありましたので、実現を率直に喜びたいと思います。また保育園長の個人請負をやめたことも、私は西谷議員の住民監査請求が正しかったことを証明するものだと考えます。しかしながら、新年度予算には、私がどうしても看過出来ない予算、事業をめぐる町の姿勢があり、それらが反対する理由となります。まず、町長の公約、人工透析の民間クリニック誘致に係る予算は含まれず相変わらず町民への説明もありません。極めて無責任だと思います。次に、新年度の新規事業、耳の聞こえサポート事業、159 万円は、主に役場の設備投資であり、町民の皆さんが切望している。補聴器助成とは程遠いものでした。お隣の設楽町では、この新年度予算に補聴器助成を 10 万円増の、50 万円予算計上したということと比較するとき、なぜ村上町長は、直接町民の声を実現するために汗をかかないのか。不思議に思いました。財政は確かに厳しいですが、使い方を改めればよいと考えます。例えば、子供子育て支援事業計画の策定に 580 万円、また、地域包括ケア体制整備事業負担金 600 万円などの計画や仕組みづくりを外部委託する予算が組み込まれています。立派な計画や体制をつくるための座学にたくさんの予算を投じる一方で、今議会では、東栄町の医療や介護行政を支える現場では、大切な職員、ベテラン看護師など、次々と離れていく深刻な事態が明らかになりました。新年度の東栄町の一般職は採用 0 名との報告が、初日に町長から出されました。そして、予算説明書によりますと、新年度の前々年の予算書の作成から 1 年間で、退職者が 6 人、うち 5 名は自己都合退職でありました。また、町が独自に行っている、せつかくの医療介護修学資金貸付金利用者がゼロということでもあります。診療所の職員や看護師が、令和 5 年度予算編成以後に 9 人も退職しているという深刻な状況も分かりました。町長はマンパワー不足と繰り返しますが、私が指摘しなければならないのは、医療を破壊した村上町政の 8 年で人材流出が加速しているということです。入院、救急、透析を

失った町内では、デイサービスセンターみをつくしさんが撤退し、障害者施設すぎのきの里さんは、移転が予定されています。私は、町議として、この5年間多くの町民の皆様の悲劇的な最期を見聞きしてまいりました。自宅での孤立し、警察の検視が珍しくなった東栄町で、行政が果たすべき役割は、主要事業の一覧に見る、認知症サポーター、ステップアップサポーター、生活支援サポーターなどのボランティアや地域頼み一辺倒ではなく、町民の命を守るために、専門的な支援ができる人材を確保することであって、そのための町の努力と手厚い財政的支援策は、予算からは全く見えないものであります。そのほか私が反対する大きな理由が4点ございます。1点目は、能登半島地震の教訓に学び、町民の命を守る予算になっていないということであります。地震による家屋の倒壊で多くの命が失われた石川県珠洲市の住宅の耐震化率は、報道では51%でありました。東栄町の住宅耐震化率は26.5%、ひとたび大規模な地震が起きれば、どれだけの家屋が倒壊するか。町民が家屋の下敷きになるか想像できるような事態となりました。東栄町の耐震化率は珠洲市の約半分。中部9県で最低であるとの中日新聞の報道もございました。それでも村上町長は、国や県が実施している補助事業を抑え、町内で実施しようとはしていません。低い耐震化率を放置しております。町の公共施設のうち、耐震化された建物は、町の指定避難所28か所のうち、39.2%にすぎません。それにもかかわらず、令和6年度に耐震基準を満たす旧東栄小学校を解体し、最優先で耐震化するのが、また、耐震最優先で耐震化するのが、観光施設である廃校舎のきやま学校なんです。私は、この認二つの事業が、いずれも町民の理解を得たものではないと考えます。町長には、町の耐震化の施策の遅れが、他の市町村から大幅に遅れているという認識、住民の命を守る使命を失っていると指摘しなければなりません。ここで2つの目玉事業について述べたいと思います。まず、旧東栄小学校解体事業1億7,213万円についてであります。解体が地元の意向というだけで、行政の責任ある跡地利用目的が決まっていないことは大問題です。町長は、今議会で初めてこの旧東栄小学校の跡地が新庁舎移転の候補地となる旨の発言をしました。現在、庁舎建設等基金は3億円程度であります。新年度の積立ては利子分の僅か6万円であります。新庁舎をめぐる、まともな計画も示さずに、この旧東栄小学校を解体し、今後仮に旧東栄小学校の跡地に新庁舎を建設することになれば、町民からは、目的を隠して解体工事を行ったという指摘、批判を受けかねず、仮に他の土地を選定したとすれば、当該解体事業の跡地活用の見込みは、ますますなくなってしまふという最悪の行政手法と言わなければなりません。放置しても危険のない建物、目的もなく取り壊す余裕は東栄町にはありません。私は、この解体事業に反対いたします。3点目、のきやま学校の改修事業について、1億5,064万円を投じます。改修後は、NPOでほへが運営主体となり、のきやま学校をリモートワークやサテライトオフィス等として活用するといいます。町が当初計画していた講堂、給食棟、教室棟、カフェ棟のうち、講堂と給食棟については改修を行わないとのことでありました。基本設計の概算事業費では、講堂と給食棟の耐震改修に3,752万円の概算事業費を算出しておりましたが、今回、総額が1億5,000万円余りの事業費が、この2棟を除いてもほぼ変化していないということについて、説明はありませんでした。また今議会の予算委員会では、町は、今後のエアコン設置工事等の可能性を否定しませんでした。過去、千代姫荘やとうえい温泉の例では、1,000万円を超えるエアコン設置にかかる費用を町が負担してきました。のきやま学校の改修の総事業費はさらに膨れ上がるおそれがあります。

予算規模もさることながら、許されないのは、町の町民に対して説明責任を果たさない姿勢であります。町は今議会、単独事業として、のきやま学校のパブリックコメントを実施することを規定しました。これまで住民説明会が行われず、広報などには、完成後のイメージ図1枚掲載されてきませんでした。まさに村上町長が制定したまちづくり基本条例の精神とは真逆の事業展開を強行してきたこととなります。とりわけ異常だったことは、外観や内観イメージなどの資料1枚配付せずに、予算特別委員会を終えたことであります。議長から、閉会中審査の申出があったように、本件に係る情報提供及び審議は極めて不十分であることは明らかであることから、議会はこれを否決して、町に差し戻すべきだと考えます。さらに、私がここで町に紹介したいのは、文部科学省のホームページで、同じく木造校舎の活用の事例が紹介されていることです。全国でたくさんの廃校舎が活用された事例が紹介されていますが、秋田県由利本荘市の重要文化財の旧小学校を木のおもちゃ館に再整備した事業では、活用開始までの課題、苦労したこととして、次のように記載しています。長年地域で守られてきた校舎の利活用について、地域住民への説明会を集落単位で実施し、理解を得た岐阜県美濃市の旧小学校では、廃校を改修して施設を整備するに当たっては、地元の理解と協力が必須と考え、地元説明会において、実施計画案を説明するとともに地元からの要望を聴取した。東京都北区の事例では、有識者や区民代表から成る検討委員会を組織し、パブリックコメントと地元説明会を実施したと。このように紹介されております。私はこうした他の自治体の地元の理解と協力が必須、という感覚が東栄町に欠けているように思います。これまでののきやま学校の利活用に当たっては、内部で検討が行われてきたと言いますが、役場や観光協会などが、町民の目の届かない場所で議論してきた。このことが町民の中で理解が広がらない原因であります。これらの自治体の事例と東栄町との違いに暗澹といたします。その後、常任委員会の中でもはや当該事業について質疑することが出来ない場でありましたけれども、資料数枚を配布しました。のきやま学校改修工事について、と題した1枚の資料には、建物の寿命が何年延びるかということは、専門家でも正確なことは言えるものではないと聞いております。とあり、1億5,000万円を超える事業費が、一体何年分の投資となるかは不明のままです。専門家の名前も明記されず、この書類をつくった方の名前も日付もない、そういった資料でございます。もう1点のA3版の資料、東栄町体験交流館のきやま学校整備事業についてと題した資料では、この事業の5年後の利用者数を現在の1万4,000人から、5年後に1万8,000、また、収入額を現状の170万円から5年後に670万円とする将来目標を掲げております。しかし、収入が670万円と言いますと、それにかかる費用を差し引けばほとんど利益は出ないのではないのでしょうか。のきやま学校の耐震改修の事業が当初のコンセプトを稼げる施設としていたことから、十分とは言えない内容だと考えます。そして、町が今回のきやま学校の改修に当たって、財源とするデジタル田園都市国家構想交付金、国の交付金についても一言申し上げます。令和5年12月に行われた、効果検証に関する検討委員会では補助金を交付した事業について、委員が、このように述べています。財源的な面から、自立化を見ると事業収入でやっていける事業は、むしろ例外的な事例であり、事業を継続するには、地方財源を入れないと成り立たない事業が大半である。このような発言がこの補助金をめぐってなされております。つまり税金で穴埋めし続ける結果になるというものです。現在のとうえい温泉のように、長期継続的に公金支出を続けることになる恐れ

があるのではないかと。改めて事業計画、そして収支の計画を詳細に示し、その上で、町民に意見を聞くべきだと考えます。最後は財政についてです。借金についてお話ししたいと思います。町は、令和6年度の予算で5億802万円もの基金の取崩しを予算化しております。病院の清算後、令和3年度には34億円あった基金が24億円にと約10億円も減少することになります。また、令和4年度の借金の返済額を意味する公債費は、4億975万円で過去20年間の最高額でありましたが、令和5年度予算、令和6年度予算と3年連続して、最高額を更新しており今回、6年度予算では4億5,664万円に達することになります。税金が3億円程度の東栄町が4億5,000万円を超える借金を1年間で返済する計画になります。私は、この年間の返済額を、過去最高となった借金の返済額を、町長がこれからどのように返済していこうとしているのか。ぜひ知りたいと思いました。政治家はよく、未来の子々孫々に負担を残さないと言われますが、私は今議会で繰り返し、地方債の一覧と、年度ごとの償還金額、つまり返済計画を示してほしいと求めてまいりましたが、実現しませんでした。1度は、議員の手元に配布された資料が、上司の許可を得ていなかったとして回収され、14日の常任委員会では、常任委員長の岡田議員によって、私の資料請求は拒否されました。過去最高の借金の返済額となった東栄町で、これからどうやって借金を返していくか、示そうともせず、また、それを知らうともしないという状態であります。皆さん本当に、このような行政上、議会運営でいいのでしょうか。以上縷々述べましたが、この予算が、結果的に、将来を顧みない超大型予算であることから、私はこの予算に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

はい。これ一言言います。議会において議員の質疑含めて、討論含めて、極めて重要だとしその点でちゃんと発言をしていくことが大事だと思います。ただ会議規則52条においては、発言は全て関連するとしております。この点については十分理解の上、質疑と、また討論を含めて御発言を願い、ほかに討論ございませんか。

はい、村本議員。

7番(村本敏美君)

議案第18号令和6年度東栄町一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。当初予算であり、住民の皆さんの安心、安全に直結する事業が予算化をされております主な事業を抜粋してみますと、町公共施設等総合管理計画に基づいての、旧東栄小学校等の解体工事、のきやま不特定多数の、人たちが来場するのきやま学校の整備事業、住民の安心安全のための消防事業、防災対策、環境保全事業、住民の健康を守る健康保険事業、福祉、医療、福祉タクシー券の拡充、高齢者福祉事業、おいでんやと地域包括ケアの推進、耳の聞こえサポート事業、子供子育て支援事業計画の策定、介護保険事業 母子健康事業、病気の予防、早期発見、早期発見の充実のための住民健診、健康診断事業、町獣害対策、林業振興、商工業の振興、観光によるまちづくり、林道整備、町道の整備災害復旧工事、何より大切な水道事業、小中学校にALTの配置、中学生海外派遣事業、令和6年度学校給食の全額補助、コミュニティー活動支援、事業移住定住対策事業等、抜粋してみても、様々な事業を、展開していくための予算であります。

す。さきの選挙で住民の皆さんの大きな負託を受けて当選された議員各位の賢明なる御判断を願ひ、私の賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい。ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であり、修正案は否決されました。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席ください。

賛成者4名多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第19号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第18、議案第19号「令和6年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。国民健康保険予算に反対の立場で討論いたします。まず、国民健康保険特別会計、令和6年度の予算では、国民健康保険料収入が前年度から1,100万円減額の6,608万6,000円としています。町によりますと、被保険者の減少、そして被保険者の所得の減少で、収入が減っていると。そして、保険料の改定を検討するとの発言もございました。私はこの保険料を改定する、つまり増額するということに対して、反対の意見を述べたいと思います。東栄町では、他の自治体よりも極めて高額な国民健康保険の基金を持っています。今回、当初予算で1,000万円程度取崩しますが、それでも来年度末までに9,191万7,000円の残高がある見込みでございます。それは、愛知県内では豊根村に次ぐ、非常に高額な基金の残高となっております。これは2021年現在の資料であります。また、東栄町が極めて所得の状況が厳しいという自治体であることは皆さん御承知のことと思います。財政力指数は、愛知県内で最も低い。市町村民の1人当たりの市町村民所得も、東栄町が長期的にずっと1番低いという状況であります。そして、そういった厳しい財政状況、個人個人の所得の状況に対して、支援に後ろ向きであったというのが東栄町の特徴だというふうに考えています。2022年の愛知県自治体キャラバンのまとめによりますと、他の自治体、愛知県内の多くの市町村が、一般会計からの法定外繰入れによって、国民健康保険料を引下げております。国保の加入者の負担を減らすという独自の努力をしてきたわけです。2022年度で、法定外繰入れを実施していない市

町村は僅か八つしかない。愛知県内でも特異な被保険者に対して厳しい行政だと言わなければいけません。私は、他の自治体と比べて潤沢にある基金の取崩し、そして、他の自治体並みの一般会計からの法定外繰入れの実施によって、町民の国保料負担を引下げていくべきだと考えます。そうでなければ、大変厳しい家計の状況で今でも苦しんでいる町民が、さらなる苦境に陥ってしまうということを危惧しますので、私は今回の一般会計からの繰入れを予定しない予算に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございませんか。はい。

佐々木委員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第19号令和6年度東栄町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論します。令和6年度のこの予算は、4億6,120万5,000円で、前年度予算額より2,538万2,000円増額し計上がされています。当初予算の概要によりますと、一般被保険者療養給付費や一般被保険者高額療養費などが増加増額したためとあります。町の財政が依然厳しい中、住民の生活に欠かせない保険のことでありますので、町民の皆さんに不安や不信が広がらないように、町の置かれている状況や今後の見通しなどについて、定期的に丁寧な説明や周知をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより起立より採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席ください。

起立6名です。

賛成多数です。

よって、第19号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第20号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第19、議案第20号「令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 20 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 21 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、議案第 21 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計予算について」を議題といたします。これより討論を行います討論ございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄診療所特別会計予算に反対の立場で討論いたします。まず、診療所の令和 6 年度の予算額は 4 億 3,746 万 6,000 円となりました。診療所の整備から 2 度目の予算であります。町は一般会計から診療所特別会計へ 1 億 3,544 万円の運営費繰入金を見込んでいます。町は、令和 3 年 1 月に、新たな無床診療所の収支予測を 1 億 1,656 万円の赤字とする試算を示しておりましたので、それに対して、2,000 万円近く赤字額が大きくなることとなります。しかし、町民の関心は、この金額の多い少ないではなく、この診療所が何をしてくれるかであります。患者数は、お話を伺いますと、減少を続けていることが分かります。透析を除く令和元年度の外来患者数が 2 万 8,386 名、令和 3 年度 2 万 6,604 名、令和 4 年度 2 万 4,992 名から、令和 5 年度は推計 2 万 3,812 人に落ち込むようです。毎年 5% から 6% の患者が減少していくということになります。町はその原因を人口減少に求めています。果たして正しいのでしょうか。昨年の私の聞き取りでは、静岡県浜松市の佐久間病院では、入院ベッドを守りながら、外来患者が増えていました。今回の予算にまず申し上げたいのは、町民の皆さんが、昨年この議会の場でも求めてこられた 3 点のこと、改善の予算が盛り込まれていないということであり、診療所から薬局までの道に照明を設置してほしい、また、分かりにくい案内を改善してほしい、歩道などの段差を解消してほしい、そのような声が届くことはない予算になっております。先ほど診療所にお話を伺いますと、診療所から薬局までの道のりには、薬局側が照明を設置したので、町として設置の考えがないということでありましたが、私が事前に承知しているものは、非常に簡易な、電気、照明でありまして、近くまで行くと光るというものでありました。私は、これでは大変不十分で、町民の求めるものにはなっていないと考えます。透析や救急や入院がなくなっただけではなく、利用者の安全に配慮するという姿勢が欠けている。診療所からは、今後も患者さんが減っていくのは仕方のないことのように思われますが、ぜひ町民に寄り添った運営に変えていただきたいと思います。新年度予算では、令和 5 年度の予算編成時から、行政職が 1 人、医療職 4 名の計 6 名が退職しました。行政職 1

名を除いて全て自己都合退職とのことです。さらに、予算編成後に医療職3名が中途退職すると言います。会計年度任用職員を除き25名程度の職場の中で、1年余りの間に9人がやめるという事態になっています。予算説明書に記載された退職者の数は、令和2年度3名、令和3年度3名、令和4年度4名、令和5年度1名でありました。大幅に増えているということになるかと思えます。診療所からの説明では、本当に自己都合たまたま重なったなどの答弁がありました。町は、パワハラやセクハラなどの問題を否定しました。しかし、退職が相次ぐ職場の原因を突きとめなければ、次の職員も自己都合でたまたまやめてしまうのではないのでしょうか。令和4年度に、当時の丹羽センター長、令和5年度には早川前診療所長が退職し、今多くの町民が診療所長が4月に変わってしまうのではないかと不安に思っています。村上町長のもと、医療従事者の退職が相次いできました。医療従事者の方にとどまってもらうためには、この相次ぐ退職の原因を町が自ら調査し、真摯に分析し、職員が働き続けたいと思える、職場をつくるべきだと考えます。村上町長は、無床診療所の建設が職員の総意だと胸を張って進めてきましたが、証拠書類は不存在でありました。私は今、相次ぐ所長、看護師、職員の退職を目の当たりにして、凶らずも、無床診療所が町民にも、医療スタッフにも、希望を与えるものではなかったと思わずにいられません。以上で反対討論を終わります。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

はい、佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木和也です。私は、議案第21号令和6年度東栄診療所特別会計予算について、賛成の立場で討論します。令和6年度のこの予算は、4億3,746万6,000円で、昨年度予算額より5,826万6,000円増加し計上されています。当初予算の概要によると、職場職員の退職など経常経費の減少がある一方で、電子カルテシステムの更新があり、本予算計上の結果となりました。電子カルテシステムは、医療関係業務の迅速化、効率化のためには必要で、以前からこのようなシステムを活用していることから、紙媒体カルテなど、アナログな方法に戻すことは出来ないということで理解をしました。ただ、退職者がおり、職員数が減少していることは、非常に深刻な問題ととらえていただきたいと思います。これは診療所に限ったことではなく、役場全体に言えることです。私も前職を自己都合退職して、今、こうやってここにいるんですが、退職の理由が自己都合だからといって一言で片づけてしまうのではなく、退職される方に、その方の思う職場のいいところや悪いところ、こうしたら良いと思うとか、こういったところが嫌だったとか、もちろん任意でいいですのでアンケートや面談に協力をしてもらって、よりよい職場づくりに努め、離職率を下げるときのきっかけを探していただきたいと思います。これを申し添えて、私の賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

はい、以上で討論を終わります。

これより起立より採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席ください。

起立6名、賛成者の起立多数です。

よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで12時になっておりますけれども、あとの議案につきましてはそのまま続けて審議を進めていきたいと思いますが執行部よろしいでしょうか。はい。全て、傍聴の皆さんも続けてしま

いますが。
浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)。

それなりに予定をしておりますので休憩をとっていただきたいと思います。

議長(加藤彰男君)

お諮りします。このまま続行について賛成の方、御起立お願いいたします。賛成の方は起立を願いたい。続行に賛成の方。

はい。着席ください。

賛成多数ですので、執行部了解のもと続けていきます。

----- 議案第22号から議案第27号 -----

議長(加藤彰男君)

次に、日程第21、議案第22号から日程20、第26、議案第27号までの「令和6年度各財産区特別会計予算について」の6案件を一括議題といたします。これより6案件についての討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第22号から第27号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本を決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第22号から第27号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第28号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 27、議案第 28 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。今回の簡易水道事業の予算では、年間給水量、町が送り出す給水を、水の量が 103 万立方メートルとされておりまして。対して、水道料金等の営業収入は 5,311 万 5,000 円の予算となっております。町は、簡易水道事業の運営に対して、令和 6 年度一般会計から 1 億 4,201 万 9,000 円を繰入れます。前年度から 2,600 万円繰入金を増額することになります。近年、供給した水道水が収益化出来た割合を示す有収率が低下しております。令和 2 年度には 44.65%、令和 3 年度には 41.32%、令和 4 年度には 30.76%と大幅に減少していることが、水道事業の経営悪化の要因の一つになっていると考えます。せっかく供給した水の約 7 割が家庭や事業所に届いていないという深刻な事態であります。委員会では、町に対策を伺いました。対策として、専門事業者による漏水調査の業務委託を例年どおり行い、豊橋市からの技術支援や職員による漏水探知機を使った調査などを行うとしました。漏水は、地道な活動でしか直らないとの指摘を豊橋から受けているということですが、予算説明書を見ますと、肝心の担当職員は、令和 5 年度も、令和 6 年度も 1 人きりでございます。職員の方の地道な作業には敬服いたしますが、老朽化した水道管の更新作業など業務に加えて、休日の漏水や断水への対応、その上で、個別に漏水を見て回るという業務は、職員 1 人の作業量では改善するにしても限界があると考えます。令和 4 年 12 月議会で担当課は今後の水道料金の改定についてこう答えています。経営改善が先、今現在料金の改定については検討しておりません。このような答弁でありましたが、今議会、村本議員の一般質問に対しては、今すぐではないが検討が必要と値上げにかじを切っているように感じました。私は、今回の予算が、漏水への対応とするために職員を増員する、また会計年度任用職員を採用する、業務委託を増やすなど、抜本的な改善策を欠いており、賛成出来ません。安易に水道料金の値上げを進めるのではなく、やはり改善に向けた努力を尽くしていただきたいと申し上げまして、反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

はい、伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

この事業に係る予算について賛成します。この事業は住民生活になくてはならない水道水を安定し供給し続ける予算であります。また老朽化している水道管及び浄水場内機器更新に向けた計画づくりの予算も盛り込まれております。その後行われる予算の水道管の更新等により漏水の削減災害に強い水道管の整備としても重要な事業となっておりますので賛成します。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

原案の通り本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着座ください。起立6名です。

賛成者の起立多数です。

よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第29号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第28、議案第29号「令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告の通り本を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第30号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第29、議案第30号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり、本を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと見に異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 30、議案第 31 号「東栄町職員の旅費に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 31 号、東栄町職員の旅費に関する条例等の一部改正について。提案理由は社会情勢の変化による宿泊料金の高騰に対応するため所要の措置を講ずる必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。今回の改正につきましては、第 1 条で東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正。第 2 条で東栄町特別職の職員で常勤の者、給与及び旅費に関する条例の一部を改正いたします。改正内容について説明いたします。新旧対照表、第 1 条関係を御覧ください。別表第 1、内国旅行の旅費の日当宿泊料及び食卓料についての改正であります。備考欄第 1 項宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市といい乙地方とは、その他の地域をいうに改正いたします。第 2 項といたしまして、この表の規定にかかわらず、地方の宿泊料が 1 万 2,000 円を超える場合には、1 万 5,000 円以内において、実際に要した費用の額を、宿泊料とするこちらを加えます。1 枚めくっていただいて、第 2 条関係の改正となります。こちら、別表第 2 の改正となり、こちらの内容につきましては、第 1 条と同様の改正となります。議案に戻っていただいて、第 1 項、施行期日この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項経過措置改正後の東栄町職員の旅費に関する条例及び東栄町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日、括弧以下施行日という、以後に、出発する旅行について適用し、施行前に出発した旅行については、なお従前の例による。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

議決された場合、これ令和 6 年の 4 月 1 日から試行ということですが、その場合年間に費用でどれぐらいの増加が考えられるか。もし、金額は出しづらいようでしたら、甲地方への出張の回数なんかを教えていただけたらなと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。年によって多少の変動はあるかと思いますが、年間約3万円程度の増と見込んでおります。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。今回の条例改正は、職員の宿泊料を増額するものであります。一部の地方に対して、最大1万5,000円以内の実費を支出することができるようになるものでありますけれども、近隣の自治体と比べてどうかということを、伺いたいと思います。近隣市町村のインターネットで見られる現行の条例では、新城市が1日当たりの宿泊費が1万円です。設楽町が1万2,000円、豊根村が1万円でありました。議会運営委員会の中で、副町長から、今回の旅費の改定に当たって、北設3町村で協議を行ったという旨の発言があったんですけれども、これ今回の改定によって、横並びとなるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、北設3町村につきましては、金額をそろえた形となっております。

議長（加藤彰男君）

はい、ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

----- 請願第1号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 31、請願第 1 号「日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書提出を求める請願について」を議題といたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

今回の日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書提出を求める請願書。紹介議員として日本共産党の浅尾もと子が討論いたします。今回の請願は、愛知県原水爆被災者の会、略称愛友会の理事長をはじめ、3 名の方が昨年 11 月、東栄町の福祉課を訪れて、平和行政の実現を目指して懇談された。私はそこに同席させていただいたんですけども、その際にお預かりしたものでございます。請願の趣旨としましては、今回、2021 年 1 月 22 日に発効した核兵器禁止条約に、被爆国日本としてぜひ参加調印批准してほしい、そのための意見書を、東栄町議会から上げていきたいというものでございます。委員会で質問がいただきましたけれども、今回ここに批准している国々で 93 か国が署名し、69 か国が批准している。という状況でありますけれども、核兵器を保有する国々は参加しておりません。しかし、世界政治を決めるのが、核兵器を持つ大国であってはいけない、そのような機運が、この全世界で生まれているということ、大きな意義を持つと思います。核兵器を使うとどうなるか、その悲惨さと、各地の紛争で傷つく、小さな国々で募る、平和の尊さが少しずつ核大国の政治を包囲しつつあります。今回、核所有国はこの中には含まれていないということでもありますけれども、アメリカ軍の核の傘になる中にあるドイツなどが会議にオブザーバー参加するなど、変化も生まれております。日本はこの条約に入らず、会議にも参加しないという極めて後ろ向きな姿勢をとっておりますけれども、やはり、唯一の戦争被爆国として、被爆者の方々の思いにこたえ、再び世界のどこでもこの核兵器を使わせてはいけない、その動きの先頭に立つべきは、我が国日本であるべきだというふうに私は考えますので、ぜひこの東栄町議会から、その声を、国会に届けたいというふうに思っております。以上です。

議長(加藤彰男君)

ほかに討論ございますか。

はい櫻井議員。

4 番(櫻井孝憲君)

はい、この請願に対して反対の立場で討論させていただきます。この件に対して、賛成の立場の考えは十分に理解出来ます。しかし、直ちにこの条約に賛成することは、現時点でどうでしょうか。広島原爆ドーム、平和資料博物館を訪れたことがあります。一発の核爆弾が無差別に、多くの命を奪い、生き残った人々の人生を変えてしまったことを改めて思い知らされました。そういった核爆弾の恐ろしさを世界中に強く訴えなければいけないのは、核爆弾の被害者であった日本人の重大な責務だと思っております。しかし、本当に声を上げなければならないことは、戦争のない世界を目指すところにあるのではないのでしょうか。現時点で、日本が

核兵器禁止条約に参加することによって、戦争がなくなるとはとてもじゃないけど思いません。逆に、この条約に参加することによって、別の摩擦を生み出す可能性が高いと思われます。理由としては、1、日米安全保障体制による防衛の抑止力について、2番、ロシアとウクライナ、世界は混沌としております。それで大丈夫なのでしょうか。3番、93の国と地域が署名しておりますが、各核保有国やNATOなど、加盟国は入っていないこと。日本政府の見解も、非核保有国からの支持も十分広がっていないこともあり、実効性に懐疑的となっておりますが、現実的には、核軍縮を前進させていくと、立場を強調しております。日本が全く何もやっていないということではなく、世界唯一の戦争による、今言われましたように、被爆国である日本は、核軍縮不拡散において中心的な役割を果たしております。核不拡散、核セキュリティー、セキュリティーは核なく世界を基礎として不可欠な要素です。しかし、これらの実効性が確保出来なければ、むやみに核軍縮と言っても不可能だと思います。世界には、核セキュリティー、核セキュリティーというのは、核物質の悪用が想定される脅威が現実のものとならないようにとられる措置をすることなんですが、積極的に進めたい国と、まだ余り関心がない国があります。このギャップを埋め、国際社会全体で、あらゆる核の脅威を削減することで、核なく避け、世界を達成するという理念を共有できるよう、いろいろ議論を煮詰めていくことがまずは大事なのではないかと思っております。以上で、反対の討論を終わりたいと思います。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

佐々木委員。

2番(佐々木一也君)

はい。2番佐々木一也です。私は請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論します。まず、この請願内容は、外交に関わることであり、慎重に考える必要がありますが、核兵器に関しては、日本が唯一の被爆国であり、また、核兵器の脅威というのは、全世界からなくさなくてはいけないものですので、町民の平和と福祉を守るためにも、議会で取上げてよいと判断をしました。この内容というのは、判断が非常に難しく、いろいろな記事でも表現されているとおり、日本は核の傘に守られているという考え方も理解出来ます。そして、日本政府は、核軍縮のため粘り強く進めるという言い方をしていますが、これは周りが何も言わなければ何もしない可能性も秘めているように思います。ですから、一定数の国民の声は届け続け核のない世界を目指すため、核兵器禁止条約の参加調印批准を進めてもらう必要があると考えます。核のない世界は、全日本国民の願いであります。そうしたいと思っても、核の傘の必要性から、声を上げられない立場の方や、大きな都市もあると思います。しかし、国民の声は、国に届け続ける必要があります。そのためには、小さな町こそが、声を上げるべきだと考えます。核がないことが当たり前の世界になるように、声を上げられない事情がある都市などにかわって、小さな町の声为国に届けることで、核兵器禁止条約の、参加調印批准を求めていきましょう。そして、最終的には、唯一の被爆国である。日本という小さな国が、核のない世界を目指すため、全世界に声を届けられる

よう、先頭に立っていただきたいと思っています。以上、請願第1号に対する私の賛成討論とします。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

5番私はこの調印批准を求める請願に対して反対とします。核兵器は人類にとって最も恐ろしい兵器であり、非人道性や環境破壊の影響は計り知れません。日本は広島と長崎で原爆投下でとてもむごい体験をした唯一の被爆国として核兵器の全面的な廃絶に向けて積極的に貢献すべきとは思いますが、核兵器禁止条約は核兵器国や核参加国が参加していないことや、核兵器の実質的な廃絶に向けた具体的な道筋が示されていないことなど考慮すると、現実的な価値がなく、国民の生命の生命や財産が危険にさらされても構わないと同じではないかと思ひ、反対とします。

議長（加藤彰男君）

はい、以上で討論を終わります。これより、請願第1号の件を起立により採決いたします。

本請願に対する委員会審査の報告は不採択です。

本会議で、改めて、採決を行います。

請願の採択に賛成の方の起立を求めます。

賛成者の起立を願ひ。はい。

着席ください 起立者3名です。

起立少数少数です。

請願第1号は不採択とすることに決定をいたします。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次日程第32、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議会運営委員長から申出の、閉会中の継続審査を決定いたしました

次に、日程第33、「常任委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。常任委員長から、当初予算における所管事務の調査及び、議長の諮問に関する事項について、会議規則

73条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって常任委員長からの申出の、閉会中の継続審査を決定いたしました以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

会期中の皆様の御協力に改めてお礼を申し上げます。また、傍聴の皆様にも御協力ありがとうございます。以上をもちまして、令和6年第1回東栄町議会定例会を閉会いたします。